



平成28年 4月14日

各 位

会 社 名 株式会社アオキスーパー
代表者名 代表取締役社長 青木 俊道
(コード：9977、JASDAQ)
問合せ先 取締役管理副本部長兼開発部長 黒澤 淳史
(TEL. 052-414-3600(代表))

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年5月26日開催予定の第42回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第28条(取締役の責任免除)及び第36条(監査役の責任免除)に所要の変更を行うものです。

なお、定款第28条(取締役の責任免除)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 第19条～第27条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第28条 (条文省略)	第4章 取締役及び取締役会 第19条～第27条 (現行のとおり) (取締役の責任免除) 第28条 (現行のとおり)
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役及び監査役会 第29条～第35条 (条文省略) (監査役の責任免除) 第36条 (条文省略)	第5章 監査役及び監査役会 第29条～第35条 (現行のとおり) (監査役の責任免除) 第36条 (現行のとおり)
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日及び定款変更の効力発生日 平成28年5月26日

以 上